

議案第 8 号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

旅行命令等の手続及び公用以外の宿泊施設を利用した場合の宿泊料の調整に関する規定を整備するため、職員の旅費に関する条例（昭和 45 年君津市条例第 23 号）の一部を改正しようとするものである。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和45年君津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項を次のように改める。

- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令簿に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合又は旅費の支給を伴わない市内出張の場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。

第4条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消した場合には、できるだけ速やかに、旅行命令簿に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、旅費の支給を伴わない市内出張の場合は、この限りでない。

第27条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 旅行者が、公用以外の宿泊施設を利用して旅行し、実費の額が別表第1の宿泊料の定額に満たない場合

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

職員の旅費に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p><u>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令簿に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合又は旅費の支給を伴わない市内出張の場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。</u></p> <p><u>5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消した場合には、できるだけ速やかに、旅行命令簿に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、旅費の支給を伴わない市内出張の場合は、この限りでない。</u></p> <p>6 省略</p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第27条 任命権者は、次の各号に規定する場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超える旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費は支給しないことができる。</p>	<p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p><u>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令簿に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</u></p> <p>5 省略</p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第27条 任命権者は、次の各号に規定する場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超える旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費は支給しないことができる。</p>

(1) 省略

(2) 旅行者が、公用以外の宿泊施設を利用して旅行し、実費の額が別表第1の宿泊料の定額に満たない場合

(3) 省略

2 省略

(1) 省略

(2) 省略

2 省略